

# 事業法人通信

平成28年6月15日

作成・監修  
朝日税理士法人

## ～平成28年度税制改正⑤～

当Noは、平成28年度税制改正のうち、事業法人に関わるものを見していく。今回のテーマは企業版ふるさと納税と生産性向上設備投資促進税制である。

### (ポイント)

- ・地方公共団体がおこなう地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して青色申告法人が行った寄附について、法人事業税、法人住民税及び法人税の税額控除
- ・生産性向上設備等を取得した場合の特別償却または税額控除制度(生産性向上設備投資促進税制)は、適用期限をもって廃止

### 1. 企業版ふるさと納税の創設

#### (1) 改正内容

平成28年度税制改正のうち、企業版ふるさと納税制度については以下のようになっている。

##### 1) 寄附対象団体：地方版総合戦略を策定する都道府県・市町村

○三大都市圏にある交付税不交付団体は対象外

○主たる事務所の立地団体に対する寄附は対象外

##### 2) 寄附対象事業：地方創生を推進する上で効果の高い事業

(地方版総合戦略に位置づけ)

○対象事業について地域再生計画を作成し、国が認定

##### 3) 捐金算入措置の拡大

現行の捐金算入措置(約3割の負担軽減)に加えて、以下の捐金算入の拡大がされる。

###### ① 法人事業税：寄附金額 × 10% の税額控除

税額の20%(平成29年度～:15%)上限

###### ② 法人住民税：寄附金額 × 20% の税額控除

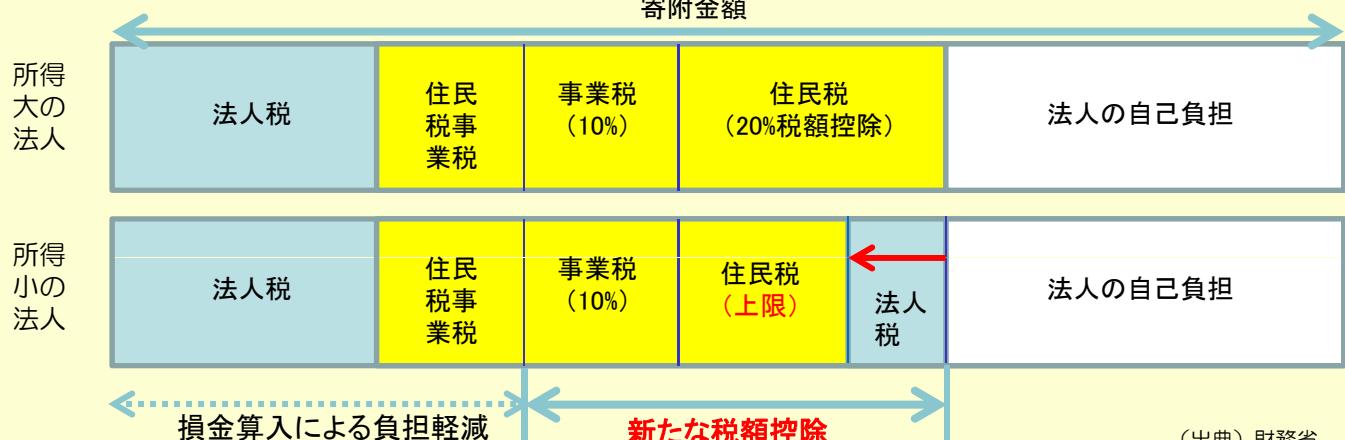
税額の20%上限

###### ③ 法人税

: ②で控除しきれなかった額

寄附金額 × 10% の税額控除

税額の5%上限



#### (2) 適用時期

上記は、地域再生法改正法の施行日から平成32年3月31日までの間に支出寄附金について適用される。

(裏面に続く)

# ～平成28年度税制改正⑤～

## 2. 生産性向上設備投資促進税制の廃止

### (1) 改正内容

青色申告の事業法人が以下の①または②に該当する設備等を取得等した場合には、特別償却(即時償却)または税額控除が適用期限までの間は可能である。

#### ①先端設備

機械装置並びに一定の工具、器具備品、建物、建物附属設備及びソフトウェアで、一定金額以上のもののうち、最新モデルかつ生産性向上要件(旧モデル比で年平均生産性1%以上向上)を満たすもの

\*上記の要件を満たす設備については、工業会等が証明書を発行

\*ソフトウェアは中小企業者等が取得等したものに限る

#### ②生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、一定金額以上のもののうち、投資計画上の投資利益率が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上)であることの経済産業局の確認を受けたもの

項目/年度等	H26年1月20日～ H28年3月31日	H28年4月1日～ H29年3月31日	H29年4月1日～
機械装置など	即時償却 または5%税額控除	50%特別償却 または4%税額控除	廃止
建物、構築物	即時償却 または3%税額控除	25%特別償却 または2%税額控除	

\*)生産性向上設備投資促進税制は適用期限(平成29年3月31日)をもって廃止

\*)即時償却及び税額控除率の上乗せ措置の適用期限(平成28年3月31日)は延長されない

### (2) 適用時期

上記は、平成29年3月31日までに事業の用に供した場合について適用される。関係規定の削除は、平成29年4月1日から施行される。

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

### コラム:実務家のひとこと

#### (消費増税の延期)

消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月1日から2年半後の平成31年10月1日に再延期することが首相により表明された。前回の引上げ延期時点では景気判断条項を付すことなく確実に実施することが、ある意味、公約とされていたが、消費税増税は内需を腰折れさせかねないため再延期することを、これまでのお約束とは異なる新たな判断であるとした。秋の臨時国会で消費税引上げに係る改正法案を提出し、複数税率による軽減措置の導入も示唆している。その間には参議院議員選挙の審判もあり、状況は不透明ではあるが、現政府としての一定方向の見解が示されている。また、財政再建を進めるためのタイミングとして平成32年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化目標は堅持するとしている。現在の国等の財政状況に鑑みれば消費増税もやむなしとの見解もあるが、我が国の財政は相変わらず厳しい状況が長期継続しそうだ。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。